

平成 29 年 11 月 28 日

公益社団法人 地盤工学会
支部長 各位

公益社団法人 地盤工学会
選挙管理委員会
委員長 菊池 喜昭

第 7 期代議員の推薦について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、定款および関連する諸規則に従って、選挙により第 7 期代議員を正会員・学生会員の中から選出いたします。選挙は、各支部から推薦のあった候補者への信任投票（各支部有権者）と、正会員・学生会員から立候補のあった候補者への記名投票（全有権者）から構成されます。

つきましては、各支部におかれましては【別紙-1】の第 7 期代議員の貴支部推薦候補者を **12 月 15 日（金）まで**に様式-1 により E-mail にて事務局永田まで提出してくださいようお願いいたします。

（※第 7 期代議員選挙については「地盤工学会誌」11・12 月合併号（11 月 1 日発行）会告にて公示しております。）

なお、推薦候補者については、【別紙-2】のスケジュールにより投票・当選人の決定という運びになります。

また、関連する定款等の抜粋を以下に示しますのでご推薦にあたって、下記事項にご留意くださいますようお願いいたします。

敬具

記

【公益社団法人地盤工学会 選挙規則より抜粋】

（代議員の選出）

第 7 条 代議員は、支部推薦候補者に対しては各支部の選挙権を有する者（以下有権者という）による信任投票とし、それ以外の立候補者に対しては、当会の正会員・学生会員の全有権者による投票により選出する。

- 2 選挙管理委員会は、選挙が行なわれる年度の 12 月 24 日までに代議員候補者を募り、翌年 2 月末日までに候補者を第 11 条 3 項の通り会員に通知し、3 月の理事会以前に選挙を実施する。

- 3 選挙管理委員会は、補欠選挙もしくは再選挙にあつては、これを行うべき事由を生じてから3か月以内に選挙が終了するよう選挙を実施する。

(代議員支部推薦候補者の選考)

- 第9条 支部は、第7条2項の募集があつた場合は、信任投票を受ける候補者を推薦し、選挙管理委員会に報告しなければならない。
- 2 支部は、支部所属の正会員・学生会員の中から候補者を推薦するものとする。
 - 3 支部は前項の推薦をするにあつては、広く支部所属の正会員・学生会員に推薦希望の有無を募らなければならない。

(代議員選挙の方法)

- 第11条 各支部の推薦候補者数は、当該支部に所属する正会員・学生会員の数を勘案の上、選挙のつど理事会が決定し、選挙管理委員会に通知する。支部推薦以外の立候補者に対する改選数は、選挙のつど理事会が決定し、選挙管理委員会に通知する。
- 2 選挙管理委員会は、正会員・学生会員に対して代議員選挙を案内し、立候補者を募集する。選挙管理委員会は、各支部に代議員選挙を案内する。
 - 3 選挙管理委員会は支部推薦候補者を各支部の正会員・学生会員に周知させ、支部推薦以外の立候補者を全正会員・学生会員に周知させる。
 - 4 支部推薦によって選出された代議員が、その選出された支部から別の支部に所属を変更した場合でも、選出された支部の定数に含まれるものとする。
 - 5 代議員の現在数が、定款第7条1項の概ね正会員・学生会員の中より100人から1人の割合をもって選出された員数を下回った場合には、補欠選挙を行う。補欠選挙は、現員が改選時の定数に満たない支部に対してのみ行う。

【公益社団法人地盤工学会 定款より抜粋】

(社員)

- 第7条 この法人の社員（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という）第11条第1項第5号に規定する社員をいう。以下同じ。）は、概ね正会員・学生会員の中より100人から1人の割合をもって選出される代議員をもって社員とする（端数の扱いについては理事会で定める）。
2. 代議員を選出するため、正会員・学生会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。
 3. 代議員は、正会員・学生会員の中から選ばれることを要する。正会員・学生会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。
 4. 第2項の代議員選挙において、正会員・学生会員は他の正会員・学生会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事または理事会は、代議員を選出することはできない。
 5. 代議員の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。ただし、代議員が総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284

条)を提起している場合(法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。)には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない。ただし、当該代議員は、役員を選任及び解任(法人法第63条及び第70条)並びに定款変更(法人法第146条)についての議決権を有しない。

9. 代議員は無償とする。ただし、費用を弁償することができる。

以上